

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

(プラットフォーム支援員による体制強化)】

概要レポート 第12回：EUのCSDD及び人権DD



Eurovision & Associates

2024年3月

企業の持続可能性及び人権に関するデューデリジェンス（CSDD）に関する動向

はじめに：欧州委員会は、2022年2月、グローバル規模のバリューチェーンにおける企業の環境や人権に対する責任ある行動を促進するため、企業の持続可能性に関するデューデリジェンス指令（Cooperate Sustainability Due Diligence Directive: CSDDD）を提案した。CSDDDは、同指令内で明記されている基準を満たすEU域内外の企業を対象としている¹。本提案にて、企業が、企業持続可能性デューデリジェンス（Cooperate Sustainable Due Diligence: CSDD）を実施するにあたり、監督する責任者（企業の取締役）の義務を導入し、EU加盟国の管轄監査当局が企業を監視し、違反企業には罰金・罰則を科すことが記載されている²。加えて、CSDDの不遵守による被害者は、法的措置を求めることができる。本規則案は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（Guiding Principles on Business and Human Rights）」とOECDの「デューデリジェンスガイダンス（Due Diligence Guidance）」に沿ったものであり、公正で持続可能な経済を構築し、パリ条約にある「気温上昇を1.5°Cに抑制する」という国際的な公約に沿い、気候変動に対処・改善を進めるものである³。本規則案による対象企業となる基準と対象企業の実施義務は以下の通り⁴⁵。

1. 対象企業の基準

グループ1：従業員が500人以上、全世界の純売上高1億5,000万ユーロ以上のEU域内外の企業

グループ2：従業員が250人以上、かつ全世界での純売上高が4,000万ユーロ以上の繊維や、農業、鉱物採掘といった環境や人権に悪影響を及ぼす可能性の高い部門で事業を行うEU域内外の企業

2. 対象企業による実施義務項目

- ①企業方針にCSDDを組み込み
- ②企業活動による人権および環境への悪影響の特定と防止
- ③CSDD不遵守の通報に基づいた改善対応のシステム化と維持
- ④CSDD遵守の具体的な措置と指針の有効性を監督責任者による主導の下で監視
- ⑤CSDD遵守についての情報開示

EU加盟国（日本などの第3国は除く）は、企業の義務遵守を監督する管轄監査当局を任命することができる。任命された各加盟国の監査当局は、欧州監査当局ネットワーク（European Network of Supervisory Authorities）を通じて協力し、企業によるCSDDの遵守を監視していくこととなる⁶。欧州委員会から権限を与えられた監査当局は、監査や調査を実施し、CSDD違反の企

¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145

² https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:bc4dcea4-9584-11ec-b4e4-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

³ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145

⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145

⁵ https://commission.europa.eu/business-economy-euro/doing-business-eu/corporate-sustainability-due-diligence_en

⁶ <https://www.ebu.ch/case-studies/open/legal-policy/the-future-of-eu-sustainability-regulation-ii-the-corporate-sustainability-due-diligence-directive-csddd>

業に対して罰則を科すことができる。加えて、企業による CSDD の不遵守による被害者は、損害賠償を求めることができる⁷。

欧州議会の見解：CSDDD に関し、欧州議会は、対象企業に関して、EU を拠点とし、業種を問わず、従業員 250 人以上、世界純売上高 4,000 万ユーロ以上もしくは、親会社の従業員数が 500 人を超え、全世界での純売上高が 1 億 5,000 万ユーロを超えるグループ企業を対象にすべきとしている。欧州議会の CSDDD に関する主な見解は以下のとおり⁸。

(1) 企業の責任について

企業は、CSDDD に定められている気温上昇 1.5°C 以内に抑えるための対策の策定と実施を義務化し、従業員 1,000 人以上の大企業の場合、責任者である取締役の変動報酬は各企業が定める CSDD 計画の進捗の影響を受けるべきだとしている。一方で、欧州委員会による CSDDD 提案を支持している側面もあり、例えば、人権や環境活動家を含む、企業活動によって影響を受ける人々との関わり、CSDD 不遵守の通報に基づいた改善活動のシステム化と維持、CSDD の方針や措置の有効性を定期的に対象企業自身が監視することを支持している。加えて、投資事業者の企業情報アクセス向上を目的に、企業の CSDD 方針に関する情報は、欧州単一アクセスポイント (European Single Access Point : ESAP) でも入手できるようにすべきだ、としている。

(2) 制裁、監督システムについて

CSDDD の不遵守企業は、損害賠償責任を負い、各国の監査当局から制裁を受けるべきだとしている。主な制裁措置は、「名指しによる辱め (Naming and Shaming)」と呼ばれる CSDDD 不遵守企業の企業名の一般への公表や、企業の商品を市場から排除、さらには全世界の純売上高の少なくとも 5% に値する罰金といった措置が含まれている。規則に従わない EU 域外の企業は、前述の措置に加え、EU 域内へのアクセス禁止が追加されている。

EU 理事会の見解：EU 理事会は、欧州委員会から提案されている CSDDD の内容に関して大筋で支持している。一方で、同理事会は、今回の提案について、加盟国間でバランスの取れた妥協点を模索しながら、広範な議論を重ねてきた。同理事会の見解は、EU 域内のコーポレート・ガバナンス制度の多様性を尊重するバランスの取れた妥協の必要性を強調している。欧州委員会からの CSDDD 提案に対する EU 理事会の主な改正内容は以下の通り⁹。

- ① 欧州委員会が定める対象企業の基準に「直近の 2 年連続の純売上高」などといった条件を設定
- ② CSDDD 適用のための準備期間に加えて追加で 1 年の空白期間を設定
- ③ 企業の CSDD 監督責任者や加盟国の国内法に対して EU による過度な介入を禁止

⁷ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:bc4dcea4-9584-11ec-b4e4-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

⁸ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230524IPR91907/meps-push-companies-to-mitigate-their-negative-social-and-environmental-impact>

⁹ <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-15024-2022-REV-1/en/pdf>

- ④ 投資事業者などに代表される金融部門事業者を CSDD の監視対象とするかの決定を EU 加盟国に委任
- ⑤ 企業活動が原因で発生した悪影響を、企業自身により特定することを義務化
- ⑥ 悪影響が起こった際の企業の責任義務の規定
- ⑦ 気候変動対策に関する目標に関して、持続可能性報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD）との整合性確保

EU 理事会と欧州議会の暫定合意：2023 年 12 月 14 日に、欧州議会と EU 理事会は CSDDD 案について暫定合意に達した。この暫定合意は、企業によるコンプライアンスを促進するため、CSDD の遵守を公共調達やコンセッション契約(Concession Contract)を結ぶ際の基準に組み込むことで、責任ある事業活動の重要性を強調している¹⁰。暫定合意の主な内容は以下の通り^{11 12 13}。

1. 企業に対し、自社およびサプライヤーの事業における、人権や環境に与える悪影響を特定、評価、予防、緩和、終息、改善するための措置の実施を規定する。
2. 児童労働、人権を無視した労働環境、公害、森林伐採などの問題を CSDDD の監視対象とする。
3. 企業は CSDD の計画策定を義務化し、従業員 1,000 人以上の企業はこの計画を実施する場合、役員報酬は計画の進捗に連動させる。
4. 不遵守の企業に対して、民事上の損害賠償責任や、全世界の純売上高の 5%を上限とする罰則を規定する。
5. 自身の事業活動によって悪影響を受ける当事者と企業が協力することを義務化する。
6. EU 加盟国は、コンプライアンスを確保するために監査当局を指定し、CSDDD もしくは関連国内法不遵守の企業に対して、全世界の純売上高の 5%を上限とする罰金や「名指しによる辱め」といった制裁措置を規定する。

暫定合意に至る交渉において、欧州議会は、CSDDD に金融部門の事業者を含めることを主張した一方で、EU 理事会は同事業者を除外するよう求めた。妥協案では、金融部門の事業者は CSDDD の対象から除外されたが、自身の上流工程における事業の CSDD 実施の義務化に加えて、将来的な評価調査の結果次第では、CSDDD の対象に追加することで双方合意した¹⁴。ただし、今回の暫定合意の発表に、具体的な金融部門の事業者による上流工程の事業内容は開示されていない。

¹⁰ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-an-economy-that-works-for-people/file-legislative-proposal-on-sustainable-corporate-governance>

¹¹ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231205IPR15689/corporate-due-diligence-rules-agreed-to-protect-human-rights-and-environment#:~:text=The%20new%20directive%20on%20corporate,pollution%2C%20deforestation%2C%20excessive%20water%20consumption>

¹² <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/14/corporate-sustainability-due-diligence-council-and-parliament-strike-deal-to-protect-environment-and-human-rights/>

¹³ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/14/corporate-sustainability-due-diligence-council-and-parliament-strike-deal-to-protect-environment-and-human-rights/>

¹⁴ <https://www.euractiv.com/section/economy-jobs/news/eu-parliament-and-member-states-reach-deal-on-corporate-due-diligence-law/>

また、気候変動分野において、欧州議会は、CSDDD が企業に対して気候変動に対する対策計画を採択し、実施することを義務付けることを望んだが、EU 理事会は、その義務を計画の策定に限定することを主張した。妥協案では、上述の金融部門を含む対象事業者に気候変動計画の策定と実施を義務付けることで双方合意した¹⁵。

暫定合意の内容は、欧州議会の見解が多く反映されている一方で、EU 理事会は、懸念事項の一つである金融機関の CSDDD 対象除外を部分的にはあるが反映する結果となった。暫定合意に基づいた欧州委員会の提案に対する改正案は、2024 年 1 月 24 日に実施される欧州議会の法務委員会（JURI Committee）での承認作業の後に、欧州議会と EU 理事会による正式な承認を経て発効となる¹⁶。本草案は最短で 2027 年からの適用開始が予想されている¹⁸。

CSDDD の対象企業：CSDDD は、EU 域内の企業や EU 域内で事業を行う EU 域外の企業にも適用される。CSDDD の適用開始時期は、企業規模によって異なることが予想される¹⁹。欧州議会と EU 理事会で暫定合意した対象企業の基準は以下分類の通り²⁰。対象企業は、1 ページ目記載の「対象企業による実施義務項目」の実施が義務付けられる。上述の例外として、以下基準に加え、EU 域内で純売上高が 1 億 5,000 万ユーロ以上の EU 域外企業は同指令の適用開始から 3 年後に本指令が適用となる²²。

企業分類 1：従業員 500 人以上で、全世界の純売上高が 1 億 5,000 万ユーロを超える EU 域内外の企業

企業分類 2：繊維・衣料・履物の製造および卸売業、林業・漁業を含む農業、食品の製造および農業原材料の取引、鉱物資源の採掘および卸売業、関連製品の製造、建設業のいずれかに属し、かつ、従業員数 250 人以上、売上高 4,000 万ユーロ以上の EU 域内外の企業（少なくとも 2,000 万ユーロの売り上げを上記のいずれかの部門で生み出している企業を含む）²³

CSDDD は、大企業、特に影響力の大きい分野で事業を展開する企業に対するデューデリジェンス義務に重点を置いている。今回の暫定合意では、中小企業（Small and medium enterprises: SMEs）には直接の義務を設けていないが、CSDDD の一環で、バリューチェーンの一部として中小企業

¹⁵ <https://www.euractiv.com/section/economy-jobs/news/eu-parliament-and-member-states-reach-deal-on-corporate-due-diligence-law/>

¹⁶ <https://www.europarl.europa.eu/committees/en/juri/home/highlights>

¹⁷ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-an-economy-that-works-for-people/file-legislative-proposal-on-sustainable-corporate-governance>

¹⁸ <https://www.insideenergyandenvironment.com/2023/12/provisional-agreement-on-the-eus-corporate-sustainability-due-diligence-directive-csddd-key-elements-of-the-deal/>

¹⁹ <https://www.insideenergyandenvironment.com/2023/12/provisional-agreement-on-the-eus-corporate-sustainability-due-diligence-directive-csddd-key-elements-of-the-deal/#:~:text=Date%20of%20Application&text=Some%20sources%20suggest%20that%20the,i.e.%2C%202028%>

²⁰ <https://www.paulhastings.com/insights/client-alerts/eu-legislators-reach-provisional-agreement-on-corporate-sustainability-due>

²¹ <https://www.euractiv.com/section/economy-jobs/news/eu-parliament-and-member-states-reach-deal-on-corporate-due-diligence-law/>

²² <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/14/corporate-sustainability-due-diligence-council-and-parliament-strike-deal-to-protect-environment-and-human-rights/>

²³ <https://www.stibbe.com/publications-and-insights/eu-institutions-agree-on-corporate-sustainability-due-diligence-directive>

が、CSDDD の対象企業に報告が必要な場合は例外となる。この際、間接的に影響を受ける中小企業には技術支援や場合によっては金銭支援などの支援措置が講じられることが考えられる²⁴。

CSDDD 正式採択をめぐる加盟国の反対と理事会での最終承認: デューデリジェンス指令案を巡り、暫定合意に基づく EU 理事会正式採択手続きがドイツやイタリアをはじめとした加盟国の反対により難航したが、最終的に EU 理事会 (COREPER) は 3 月 15 日に合意文書を採用した²⁵。採択に反対した加盟国の中でも、EU 理事会が採用する特定多数決方式によって重要な役割を担うドイツは、連立与党で企業を支持母体とする自由民主党 (FDP) が、CSDDD が企業にとって大きな負担になると主張した^{26,27}。これに対し、合意された妥協案では、世界売上高を当初の基準額の 3 倍に値する 4.5 億ユーロを超える企業にのみ規則が適用されるよう、基準額を引き上げた他、上述の対象企業分類 2 が記載された条項が削除された²⁸。他にも、労働組合がコンプライアンス違反の企業に対して法的措置の実施を可能にする民事責任条項の削除や指令不遵守の際の罰金額の引き上げが記載されている²⁹。同修正文書は、3 月 19 日に欧州議会の法務委員会にて修正案が採択された³⁰。今後、2024 年 4 月に実施予定の欧州議会の総会での正式採択が実施される予定である³¹。

結びに代えて: 欧州委員会が提案した企業の持続可能性に関する CSDDD は、企業による人権や環境問題の観点において、責任ある事業活動の実施と様々な関係者による多角的な監視について定めたものである。同指令案は、当初は欧州議会と EU 理事会の支持を受け、責任ある企業行動に向けた重要な一歩を踏み出したとみられた。EU 企業と非 EU 企業の双方に適用される包括的な規則は、人権と環境への悪影響を真摯に特定し、予防し、緩和することを義務付けている。まず大企業や影響の大きい部門を対象とし、徐々にリスクの高い分野の中小企業にも拡大していく。提案内容は、国際的な公約に基づき、企業の説明責任を強化し、公正で持続可能な経済を支援するものといえる。しかし、EU 理事会は欧州議会との暫定合意成立後の公式採択プロセスにおいて、ドイツを中心に企業負担軽減の見地からの反対論を唱える加盟国に配慮し、最終的に内容を緩和する妥協案を採用した。主なステークホルダーからは、これにより加盟国が固有のデューデリジェンス法を定めるといった規制の断片化という状況は回避できるとみている。

以上

²⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_1145

²⁵ <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-6145-2024-INIT/en/pdf>

<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2024/03/human-rights-and-the-environment--what-to-expect-from-the-corporate-sustainability-due-diligence-directive>

²⁶ <https://www.cleanenergywire.org/news/fdp-opposition-puts-planned-eu-corporate-sustainability-due-diligence-rules-risk>

²⁷ <https://www.dw.com/en/spd-green-party-fdp-cdu-left-party-afd/a-38085900>

²⁸ <https://www.loyensloeff.com/insights/news--events/news/the-csddd-is-here-to-stay-despite-last-minute-uncertainties-the-european-council-has-reached-an-agreement-on-the-final-text-of-the-csddd/>

²⁹ <https://www.pwclegal.be/en/news/agreement-reached-on-the-csddd.html>

³⁰ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20240318IPR19415/first-green-light-to-new-bill-on-firms-impact-on-human-rights-and-environment>

³¹ <https://www.loyensloeff.com/insights/news--events/news/the-csddd-is-here-to-stay-despite-last-minute-uncertainties-the-european-council-has-reached-an-agreement-on-the-final-text-of-the-csddd/>